

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「取締役会の活性化」「意思決定の迅速化」「透明性の確保」の3点を重点課題と認識し、社内情報システムの高度化・法令の遵守・適時適切な開示情報等を通じて経営管理機能の強化に取り組んでいくことが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社では、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等、全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針としております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2 ④]

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。当社では今後、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトの開示することを検討してまいります。また、株主名簿に記載されている海外の信託銀行等へ招集通知の英訳を送付することも検討したいと考えております。

[補充原則1-2 ⑤]

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

[補充原則4-1 ③]

当社は、内規により役員定年基準を定めており、それを上限として退任します。次期代表取締役や新任取締役の指名にあたっては、役員規程に基づき取締役全員で協議され透明性かつ公平性の高い後継者の指名体制を整えております。これらを適正に運用し、運用状況を取締役会が適宜監督することにより、経営の循環を促し、次期経営層の育成に努めてまいります。

[補充原則4-2 ①]

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、監査等委員会の公正な検討及び勧告を経て、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬の一部を業績連動型とし取締役会において個別の報酬額を決定しております。なお、現在は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役については、年額40,000千円以内となっております。また、2019年6月開催の定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議され、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の金銭による報酬等の額は、年額120,000千円以内とは別枠として、年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は、年50,000株以内と制定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

[補充原則4-3 ①]

当社は、取締役候補者の選任や解任については、役員規程に基づき人格・見識・能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有していることを基に取締役会で決定されます。また、取締役の相互評価や業績貢献度に応じた公正な取締役評価を行っております。

[補充原則4-3 ②]

最高経営責任者（代表取締役社長）の選任については、取締役会において社外取締役の意見も踏まえて協議の上、決定することとしております。なお、当社の統治機能の更なる充実を図るため、取締役会において、引き続き指名委員会の設置の可否について検討してまいります。

[補充原則4-3 ③]

最高経営責任者（代表取締役社長）の解任については、取締役会において社外取締役の意見も踏まえて、その機能を評価し協議の上、決定することとしております。なお、当社の統治機能の更なる充実を図るため、取締役会において、引き続き指名委員会の設置の可否について検討してまいります。

[原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務]

(ア) 当社の独立社外取締役2名は、それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等へ適確な助言を行っております。

(イ) 当社の独立社外取締役2名は、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また取締役会における重要な意思決定を通じて、経営の監督を行っております。

(ウ) 当社の独立社外取締役2名は、独立した立場で会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督しております。

(エ) 当社の独立社外取締役2名は、経営陣・支配株主から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、監査等委員会設置会社として社外取締役2名が在任しており、独立役員として登録しております。また、現状では激しく変化する市場を的確にとらえ、経営環境へ適時適切に対応するには、高度な専門性を備えた社内取締役を中心に構成するマネジメント体制を採用し、経営判断と業

務執行を一体化して運営することが望ましいと考えます。さらに、社外取締役独自の外的な視点から各取締役、経営陣等と頻繁に意見交換を行える体制となっており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たすことができると認識しております。今後は、更なる体制の強化を図るため、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

[補充原則4-8 ①]

独立社外取締役は定期的な会合のほか必要に応じて随時連絡がとれる体制となっており客観的な立場に基づく意見交換・認識共有を図っております。

[補充原則4-8 ②]

独立社外取締役は現在2名であり、各独立社外取締役は常勤監査等委員あるいは各取締役、経営陣との連絡・調整、の連携体制は構築されております。今後は、更なる体制の強化を図るため、独立社外取締役の増員を検討するとともに、筆頭独立社外取締役の検討もしてまいります。

[補充原則4-10 ①]

現在、取締役9名のうち、独立社外取締役は2名であり、過半数には至っておりませんが、各独立社外取締役とも自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っており、適切な管理・監督がなされていると考えております。今後は、更なる体制の強化を図るため、独立社外取締役の増員を検討してまいります。また、取締役の報酬等に関する決定及び取締役候補者の指名に関するプロセスの透明性、社外役員の関与、助言の機会を適切に確保するため、取締役会の任意の諮問機関としての指名委員会等の設置について引き続き検討してまいります。

[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役は、経営感覚に優れ、専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、当社の社外取締役には、公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任しており極めて有益なご意見を、取締役会で述べております。また、及び2019年6月開催の株主総会において、弁護士・弁理士の資格を持ち高度な専門知識と各種専門機関の委員を歴任するなど豊富な経験を有している者を選任いたしました。極めて有益なご意見を、取締役会で述べるのが期待できます。なお、社外取締役2名のうち1名は、女性の取締役であります。今後は、取締役会の多様性の確保及び事業規模の拡大に応じた増員等を含め、企業価値の向上に貢献しうる取締役の選任を推進する方針であります。

[補充原則4-12 ①]

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを監査等委員を含む取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

また、社外取締役には、経営会議の資料を配布し、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めています。なお、現在は議題の要約を事前配布していませんが、今後要望があれば資料の事前配布を行ってまいります。

[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

2019年3月期から2021年3月期までの中期経営計画を策定し、経営指数である経常利益率10%以上の実現を目指しております。中期経営計画の公表を行っていませんが、当社の資本コストを的確に把握した上で将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、収益力・資本効率等に関する基本的方針及び目標達成に向けた事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・人材投資等を含む具体的な施策を決算説明会や株主総会等で株主への説明を行ってまいります。また、その際には経営資源の配分などに関し、具体的な実行内容について、分かりやすい言葉・論理で説明するように努めます。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4. 政策保有株式]

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の収益還元等の保有目的の合理性を基本的な方針としております。同株式の買い増しや処分する要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。また、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査、検証を行います。現時点では統一的な基準を設けておりませんが、政策保有株式の縮減を含めた方針と基準の策定は今後の重要な課題の一つと認識しております。同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、役員規程10条(競業禁止義務)・同規程11条(自己取引禁止)で禁止しており、取引を行う場合は取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示してまいります。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えてまいります。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、年金資産の運用にあたっては、当社が定めた運用基本方針に基づき、委託した運用受託機関において運用を行っています。所管部署である当社の総務部において、運用受託機関との定期的な情報交換を行い、定量的・定性的な評価を実施し、運用状況を適切に管理しております。担当者は年金運用セミナー等へ積極的に出席し、適切な資質の確保並びにその専門性の向上に努めてまいります。

また、当社は一部において企業型確定拠出年金制度を設けております。従業員自らが運用商品を自由に選択するものであり、運用に伴うリスク及びリターンも、加入者である従業員が自ら負担するものであります。よって、当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはありません。但し、当社企業年金制度の担当部署である総務部にて、運用会社の健全性について、委託している運用機関から定期的に報告を受け適時モニタリングを行っております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

- (i) 企業理念、経営理念、事業理念、市場拡大戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。
- (ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
- (iii) 取締役の報酬等については、社内規程に基づき株主総会の決議により、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めており、それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、現状は監査等委員でない取締役の報酬は社長に一任することを取締役会の決議において決定しております。監査等委員である取締役の報酬は監査等委員の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。
- (iv) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の候補の選解任を行うに当たっての方針・手続きについては、役員規程において役員候補の推薦基準を、①法定の要件を備えていること、②経営感覚が優れていること、③指導力、統率力及び企画力に優れていること、④役員に

ふさわしい人格、識見を有することと定めており、この基準に加え、下記(1)～(3)を総合的に判断し選解任の手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選解任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載することとしております。

(1) 監査等委員でない取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査等委員である取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、当社独立役員指定基準に基づき、経営、法務、財務及び会計、人事労務、業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、社外取締役選解任基準に基づき選定及び指名を行う。

(v) 社外取締役候補者の選解任理由については株主総会招集通知にて開示することとしております。

[補充原則4-1 ①]

当社の経営意思決定は、取締役会の決定において業務執行体制を確立し、経営会議等の議長により権限を明確に定めております。その概要については有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

[原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役の選定にあたり独立役員指定基準、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

[補充原則4-11 ①]

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、役員規程に定めており、その基準については、原則3-1 (iv) の記載のとおりであります。

[補充原則4-11 ②]

当社の業務執行取締役については、他の上場会社の役員を兼務している者はありません。また、監査等委員である取締役の当社以外の他の上場会社の役員兼職数について、当社取締役としての職務遂行に支障がないことを確認した上で、選定しており、監査等委員である取締役業務を遂行できる体制となっています。

業務執行取締役及び監査等委員である取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

[補充原則4-11 ③]

当社は、社外取締役が各取締役に対するアンケート方式にて取締役会評価を実施しております。必要に応じて取締役会全体の実効性について分析・指導しております。なお、開示については今後検討してまいります。

当社は、取締役会は各取締役に対して経営者評価を行い取締役会全体の実効性について分析・指導しております。なお、開示については今後検討してまいります。

[補充原則4-14 ②]

新任の取締役に、就任の際に人事担当役員が取締役会規則等を説明しております。また、「新任取締役セミナー」等の外部講習を受講します。その後は、金融機関やシンクタンクが開催する講演会への参加や日本監査役協会が主催するセミナー・講習会で自己研鑽に努めております。

[原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、IR担当取締役を選任し、総務部をIR担当部署としております。

株主や機関投資家に対しては、決算説明IRを四半期毎に実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,450,000	9.64
ヒラノ会	1,318,100	8.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	930,300	6.35
伊藤忠商事株式会社	850,000	5.65
株式会社三菱UFJ銀行	737,000	4.90
株式会社りそな銀行	731,000	4.86
立花証券株式会社	410,200	4.37
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	318,300	2.59
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS—JAPAN AGGRESSIVE	315,200	2.58
株式会社南都銀行	300,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	更新
------	----

2020年3月31日現在の株主名簿にもとづき記載しており、上記のほか、当社所有の自己株式が344,601株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高谷和光	公認会計士											
辻淳子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷和光	○	○	----	公認会計士の資格を持ち、専門的見地から客観的に意見を述べられるため社外取締役として選任しております。 独立役員選定理由 当社と高谷氏が代表社員を務めるネクサス監査法人において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。

辻淳子	○	○	---	弁護士・弁理士としての高度な専門知識と各種専門機関の委員を歴任するなど豊富な経験を有しており、その専門的見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言をいただけるものと判断しております。 また、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 独立役員選定理由 当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。
-----	---	---	-----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。業務執行取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っております。監査等委員である取締役については、総務部情報企画課が支援を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査部門では、事業年度に2回以上、全部門及び全子会社に対して監査を実施しております。当該監査において認識された業務執行の状況については、問題点も含め、代表取締役へ共有・報告の上、取締役へ直接報告を行っております。その後、管掌取締役より各部門への改善指示の交付を行っており、適切な改善がなされる体制であります。また、当社では、社外取締役と社内との連絡・調整を行う者を選任しており各事業の問題点を含む事項について、随時、常勤取締役・常勤監査等委員を通じて、各部門が社外取締役からの意見及び依頼事項を受け入れる体制となっております。

会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員との連携を確保しております。また、外部会計監査人と内部監査部門との直接的な連携を行うとともに、常勤監査等委員が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っております。

代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としております。また、監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携・調査・是正を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

- (a) 当社の独立社外取締役2名は、それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等へ適確な助言を行っております。
- (b) 当社の独立社外取締役2名は、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また取締役会における重要な意思決定を通じて、経営の監督を行っております。

- (c) 当社の独立社外取締役2名は、独立した立場で会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督しております。
- (d) 当社の独立社外取締役2名は、経営陣・支配株主から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬の一部を業績連動型とし取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

また、当社は監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度の実施を、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において決議されました。

その概要は、譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給することが決定され、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、金銭による報酬等の額の年額120,000千円以内とは別枠として、年額40,000千円以内とし、また、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は、年50,000株以内となります。

当社グループが製造販売する産業用機械は受注産業であり、市場経済環境の変化により大きく業績が左右される可能性があります。ゆえに、長期的な展望にたった経営が求められ、当社では、取締役は任期中予め定められた役員報酬に見合う業績をあげるように努め、株主総会での取締役改選で株主の皆様にご結果を判断していただくこととしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬の一部を業績連動型とし取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役ににつきましては、総務部情報企画課が事務局として取締役会の資料の準備事前配布及び情報の伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会及び監査等委員会により、業務執行の監視、監督を行っております。取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成され毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催し、経営に関する重要事項を報告及び決議しております。

監査等委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名で構成され、毎月1回の定例監査等委員会を開催する他、取締役会に出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、適宜必要な提案を行うことで、経営の透明性と客観性を確保しております。

また、取締役会及び部長を主体とする経営会議を設置し、取締役会で決定した経営意思決定の即時伝達や各部門での情報の共有化と重要課題の討議により、相互の意思疎通を図り迅速かつ的確な業務の遂行が可能な体制を構築しております。

(2) 内部統制システムに関する基本方針を取締役会決議により制定し、「コンプライアンス行動規範」を設け、会社業務の適法性・効率性の確保に努めております。

当社では、リスク管理を取組むべき重要な経営課題と認識しております。日常的なリスク管理については、総務部が中心となり実施するとともに、当社の各部署への指導を行っております。

また、当社の事業活動に重要な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、取締役会及び経営会議において個別にリスクの把握・分析を行い、リスク管理を行っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するため、相互に協力し、適宜管理、指導を行っております。

毎月1回、第一月曜日にグループ会社社長会を開催し、進捗を取締役会にて報告し、経営状況の把握に努めております。

また、当社役員が子会社の役員を兼任することにより、グループ全体の監視及び監査を適正に行っており、連結経営に対応するため、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図っております。

内部統制委員会には、子会社も参加しており、グループ全体の内部統制システム構築に努めると共に、必要な指導及び支援を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の迅速な意思決定が可能なことと併せて社外取締役に客観的な立場から経営への助言を受けております。

また、監査等委員会設置会社として監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を選任し、取締役会の監督、職務執行及び業務執行を監査し、コーポレートガバナンスの実効性を高めることにより客観性・中立性を確保した体制を整えていると認識しており、現状の体制を継続して採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の検討時間をより確保すべく法定期日に先立っての招集通知の発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。当社では、より多くの株主が株主総会に出席していただけるように開催日や開催場所等の設定を行ってまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家へ個別にてミーティングを実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書並びに決算説明資料をホームページに掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が担当しております。	
その他	不定期ではあるが、個人投資家向けのIRイベント並びに会社説明会を実施している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し行動準則を定め、実践すべきことは必要不可欠であると認識しております。当社は、トータルコンセプト「人と技術と未来を創る」、モットー「働きがい・生きがいを大切にする経営」、ポリシー「最新の技術で、最善の創造」「最適な製品で、最大の信頼」を経営理念として、当社の企業理念・経営理念に共感する人を増やし、事業活動を通じてお客様・お取引先・株主様といった多くのステークホルダーとのつながりを広げていくことが必要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「ヒラノグループCSR（企業の社会的責任）ガイドライン」を策定しております。本ガイドラインに沿って、各部門・子会社・委員会で適切に対応しております。また、ISO14001の認証を取得しており、今後も、毎月開催される経営会議及び取締役会において、経営と環境の問題について審議検討して参ります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。今年度より新たな中期経営計画をスタートさせ、中期経営計画のスローガンを『お客様の立場で行動しよう』と定め、コスト競争力・短納期・性能向上・機能向上・技術サポート等の向上を実現してゆきます。新たな成長への戦略を進め、企業業績並びに企業価値の向上を図り「真のグローバル企業」をめざします。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の行動規範を定めるほか、社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全社員へ直接説明を行う機会である「トータルマーケティング会議」を毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定める。
- (2) コンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図りコンプライアンス体制の構築を図る。
- (3) 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に努める。
- (4) 内部通報制度を整備し、通報者に不利益が及ばないようにするとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
- (5) 内部統制委員会は、各部門の業務遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施し、取締役社長にその結果報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役は必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ会社に関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。
- (2) 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規定、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (4) グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。

4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。
- (2) 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
- (3) 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予実管理を実施する。

5. 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する管理、指導を行う。
- (2) グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
- (3) グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
- (4) グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を求めた場合、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会は監査等委員でない取締役に要請することができる。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役に報告に関する体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求めることができる。
- (2) 監査等委員である取締役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
- (3) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
- (4) 当社は前号に従い監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員である取締役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。

(3) 当社グループの役員及び従業員は、監査等委員である取締役またはその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。
- (2) 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- (3) 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンス行動規範」にて反社会的勢力及び団体、個人とは取引関係をはじめとする一切の関わりを排除するとともに、法律を守り、反社会的なことは決して行いことを明確にしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し役員及び社員等に周知徹底し、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその関係を遮断してその被害を未然防止する体制の整備に努めております。

- (1) 当社は、総務部に反社会的勢力に対する統括責任者をおき、その対応並びにその被害を未然防止するため必要な社員に対する教育を担当しております。
- (2) 当社は、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力が接触をもとめてきた場合の対応マニュアルを整備し、これを社内に周知する体制としております。また、反社会的勢力に属すると思われる者から接触を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとしております。

